

滋 勞 発 基 1130 第 3 号
平成 28 年 11 月 30 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 滋賀県支部長 殿

滋 賀 労 働 局 長



「死亡労働災害異常事態宣言」及び管内事業場への個別指導結果等を踏まえた
今後の労働災害防止に関する留意事項について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当局では滋賀県内における死亡労働災害の急増を受け、「死亡労働災害異常事態」を宣言し、(公社)滋賀労働基準協会に対して緊急要請を行うほか、県民への周知、製造業事業者への局長パトロールや、管内製造業事業者に対する個別安全衛生指導などを実施しました。

これらの取組結果や管内で発生した労働災害を踏まえ、今後の労働災害防止に向けた留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、貴会のホームページや会報誌等への掲載、貴会員事業場に対する本文書の発送による周知や指導等を徹底されるよう要請します。

記

- 1 機械設備へのはさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の見直しの実施
 - ア 別紙の「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止チェックリスト」を使用した安全対策の実施
 - イ 「全停止の原則」として非定常作業時の運転停止と不安全状態の排除
 - ウ 「隔離の原則」として危険箇所の覆い等の設置と立入禁止措置の徹底
 - エ 適切な安全装置の設置と当該安全装置の作動確認の徹底
 - オ 一人の作業時の安全確認体制と緊急時連絡体制の徹底
- 2 リスクアセスメントの適切な実施
 - ア 既設設備等、新規導入設備、設備の更新時におけるリスクアセスメントの確実な実施
 - イ PDCAのサイクルによる「残存リスク排除」のための継続的なリスクアセスメントの実施

3 安全作業手順と教育の徹底

- ア 安全作業手順の見直しとそれに基づく労働者への現場教育の実施
- イ 危険予知訓練（KYT活動）等の安全活動の徹底
- ウ 非定常時の作業手順書の作成・見直しと労働者への現場教育の実施
- エ 非正規雇用労働者等への対策の徹底（派遣労働者、外国人労働者等）

4 転倒災害防止対策の徹底実施

- ア 「滑り」・「つまづき」防止のための通路（照度確保含む）・階段・段差などの安全対策の実施
（例示：手すりの取り付け、危険箇所の表示、滑り止めの設置、バックヤードの整理・照度の確保 等）
- イ 日常活動として「4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）」を徹底し、不要な物を取り除き、安全通路確保の対策と労働者への安全歩行対策の教育
（例示：ズボン等に手を入れて歩かないこと、前方の見えない荷物を持たないこと、両手に荷物を持って階段を昇降しないこと 等）
- ウ 滑りにくい安全靴の使用
- エ 冬季の積雪・凍結時の安全対策の徹底

5 墜落・転落防止対策の見直し・徹底実施

- ア 2m未満の低層箇所での墜落・転落防止対策の徹底
特に、脚立の開き止め使用、脚立の天板上での作業の禁止、滑り止め取付脚立の使用、はしごの頂部と下部の固定、脚立やはしごの昇り降りは両手を使うこと 等
- イ 保護帽、安全帯等の適切な保護具の使用の徹底
- ウ 足場からの墜落防止のための措置（平成27年7月1日施行の改正労働安全衛生規則関係）の徹底や、「命綱GO活動」の実施
- エ 昇降時のセーフティロックの使用徹底
- オ 開口部等から墜落・転落防止措置の徹底

6 荷役作業時の安全対策の徹底実施

- ア 「腰痛予防対策指針」による防止対策の徹底
- イ 重量物の一人運搬の排除と安全な台車運搬の徹底
- ウ 安全靴・保護帽等の保護具の着用の徹底
- エ フォークリフト、クレーン等作業の安全対策（運送業者や荷主先を含む）
- オ 荷役車両通路と歩行者通路の区分の明確化
特に、労働者の近道行動に配慮した通路対策（例示：通路幅の確保、通路の曲がり時は直角でなく、カーブ表示をする 等）
- カ ドア等がある場所では、その前方に何があるかの「見える化」の徹底
- キ はい作業の安全対策

7 交通労働災害防止対策の徹底

ア 「交通労働災害防止対策のためのガイドライン」に基づく措置の徹底

イ 冬季の積雪・凍結時の安全対策の徹底

ウ 運送作業時の事業者と荷主事業場の対策

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

担当：山口、木村

電話：077-522-6650

機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止チェックリスト

～製造業での機械等の「はさまれ・巻き込まれ災害」を防止しましょう！～

- 機械災害防止の「2大原則」は、1 「隔離の原則」(危険箇所への覆い等の設置)
2 「停止の原則」(機械の運転停止、特に非常作業時)

はさまれ・巻き込まれ防止対策のために、チェックリストを活用した安全対策を！！

---チェックの□には、「○」は適切、「×」は改善必要、「-」は該当無を示し、記載のこと---

★各機械毎にチェックすること (機械名 :	設置箇所 :) No
<p>1 労働安全衛生規則第101条～第151条に規定する機械等への対応は適切か</p> <p><input type="checkbox"/> 原動機、回転軸、ベルト等への覆い、囲い等を設けているか⇒<input type="checkbox"/> 外していないか <input type="checkbox"/> 隙間等はないか</p> <p><input type="checkbox"/> カバー等を開けると自動停止する装置があるか⇒<input type="checkbox"/> 当該装置は機能するか⇒<input type="checkbox"/> カバー等は破損していないか</p> <p><input type="checkbox"/> 非常停止ボタンは適正に配置しているか⇒<input type="checkbox"/> 作業者の近くにあるか</p> <p><input type="checkbox"/> 機械の掃除、給油、修理等作業時に運転停止しているか⇒<input type="checkbox"/> はさまれ・巻き込まれ危険箇所に表示があるか</p> <p><input type="checkbox"/> 上記作業中、機械の起動装置に施錠、「点検中・起動禁止」等の掲示があるか⇒<input type="checkbox"/> 起動ボタンは埋頭型か</p>		
<p>2 新規導入機械 (変更含む) について</p> <p><input type="checkbox"/> 対象機械の「はさまれ・巻き込まれ (以下、「はさまれ等」という。)」の安全対策を安全衛生委員会で審議したか⇒<input type="checkbox"/> その場合「安全装置」は、その機械のはさまれ等に有効なものか</p> <p><input type="checkbox"/> リスクアセスメントを実施したか</p> <p><input type="checkbox"/> 法定資格を取得させ、管理責任者を決めたか</p> <p><input type="checkbox"/> 導入時の作業標準を作成し、作業者に安全教育を実施したか</p>		
<p>3 非常作業時について</p> <p><input type="checkbox"/> 運転中に手等を出し入れる作業はないか⇒<input type="checkbox"/> その際のはさまれ等防止対策はしているか ⇒<input type="checkbox"/> 回転する刃物に巻き込まれる恐れがある場合、「軍手等」の手袋は使用禁止されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 「はさまれ等」防止の作業マニュアルを作成しているか⇒<input type="checkbox"/> それにより機械作業員への教育を実践したか</p> <p><input type="checkbox"/> 法定資格者はいるか <input type="checkbox"/> 共同作業時の合図を決めているか <input type="checkbox"/> 安全装置を外していないか</p>		
<p>4 非常作業時 (故障、修理、点検等時) について</p> <p><input type="checkbox"/> 「はさまれ等」防止の作業マニュアルを作成しているか⇒<input type="checkbox"/> それにより機械作業員への教育を実践したか</p> <p><input type="checkbox"/> 「立入禁止」・「稼働・起動禁止」表示は「安全色彩」等分かりやすいか、また「施錠」等は確実か</p> <p><input type="checkbox"/> 運転停止措置を「優先」したものか⇒<input type="checkbox"/> 全停止できるか</p> <p><input type="checkbox"/> 全停止することができない場合、点検等のはさまれ等防止対策は適切か</p> <p><input type="checkbox"/> 複合機械で部分作動する場合、各安全装置の始動・停止が安全確保のために連携構造となっているか</p> <p><input type="checkbox"/> 「全て」の光線式、マットスイッチ等の電気式安全装置等の作動確認はされているか⇒<input type="checkbox"/> 故障はないか</p> <p><input type="checkbox"/> はさまれ等防止対策として「危険予知訓練 (KYT)」と「指差呼称」をしているか</p> <p><input type="checkbox"/> 1人作業時の安全確認体制はできているか</p> <p><input type="checkbox"/> 停止スイッチ等は作業員が緊急時に停止させる位置にあるか</p> <p><input type="checkbox"/> 深夜等作業時の安全確認体制、緊急連絡方法とその責任者を決めているか</p>		
<p>5 その他機械へのはさまれ等対策について</p> <p><input type="checkbox"/> 「自動化」した機械のはさまれ等対策は検討されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 「コンベアー、ローラー、ミキサー、ロール機、プレス機、ロボット、食品加工用機械」等のはさまれ等の対策は適切か</p>		
<p>上記のチェックの結果は、事業場の点検箇所等が分かる書面等とともに「安全衛生委員会」で審議し、リスクアセスメントを含めて、その対策を実施すること。 その結果として、</p> <p>1 <input type="checkbox"/> 改善した。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 改善計画を立てた。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> 未改善 (理由 :</p>		